

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社

会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査

に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

第34回国連総会（1979年12月）採択
1981年9月発効
1985年6月日本批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

第一 部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報

（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受けける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止するこ

と。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

第四部

第十五条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみによ

- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

り婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
5. 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
6. 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中か

ら他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1. 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

資料3 女子差別撤廃委員会の最終見解（仮訳）

（仮訳）

配布：一般
2009年8月7日
原文：英語

女子差別撤廃委員会
第44会期
2009年7月20日 - 8月7日

女子差別撤廃委員会の最終見解

日本

1. 委員会は、7月23日の第890回、891回会合において、日本の第6回報告（CEDAW/C/JPN/6）を審議した（CEDAW/C/SR.890及び891を参照）。委員会からの質問事項はCEDAW/C/JPN/Q/6に、日本政府からの回答は、CEDAW/C/JPN/Q/6/Add.1に記載されている。

序論

2. 委員会は、提出期限は過ぎたものの、委員会の報告書作成ガイドラインに従った第6回報告が提出されたことに関し、締約国に感謝の意を表す。また、会期前作業部会からの質問事項に対する書面の回答に対して締約国に感謝の意を表すとともに、さらに、締約国による口頭発表と追加説明についても感謝する。委員会は、締約国の報告が対象としている期間の終了後、法律、政策及びプログラムにおいて女性の権利に好ましい影響を与える多くの変化があったことに留意する。

3. 委員会は、参議院議員を団長とする各省代表団の派遣について締約国を称賛する。また、本条約に基づく報告プロセスへの強い関心を持ち、同国の多くのNGOが同席したことを評価する。

4. 委員会は、代表団と委員との間で率直で開かれた建設的な対話が交わされたことに感謝の意を表す。

5. 委員会は、本条約の実施における人権及び女性NGOの前向きな貢献を締約国が認識していることを歓迎する。

肯定的側面

6. 委員会は、2003年の第4回・第5回定期報告（CEDAW/C/JPN/4及びCEDAW/C/JPN/5）の審議以降、女性に対する差別撤廃、男女共同参画推進及び本条約に基づく締約国の義務の遵守のため、締約国が多くの法律と法規定を制定、改正してきたことに評価をもって留意する。特に、国籍法第3条1項に含まれる家父長制を廃止する民法改正を歓迎する。この改正により、日本人男性と外国人女性との間の嫡出でない子は、父子関係の認知が出生前であるか出生後であるかにかかわらず、日本国籍を取得できることになる。また、改正された規定により、男女が子の国籍に関して同等の権利を有することが保証される。

7. 委員会は、2005年10月の少子化・男女共同参画担当大臣の任命、及び同年12月の包括的な男女共同参画基本計画（第

2次）の決定について締約国を称賛する。同計画では、2020年までの長期的な施策の方向性が盛り込まれ、男女共同参画実現に向けた12の重点分野が掲げられた。

8. 委員会は、2004年4月に、人身取引対策を進展させる「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、2004年12月には「人身取引対策行動計画」が採択されたことを歓迎する。

9. 委員会は、2006年の「障害者自立支援法」の制定や、障害者雇用対策の充実と強化を図る「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（2008年）による締約国の障害のある女性への支援を歓迎する。

10. 委員会は、締約国の妊産婦死亡率が継続的に低下し、締約国が世界で最も妊産婦死亡率が低い国家の一つとなっていることを歓迎する。

11. 委員会は、高齢者虐待の防止及び養護者への支援提供に関する施策を促進するため、2006年に「高齢者虐待防止法」が制定されたことに評価をもって留意する。

12. 委員会は、締約国が開発協力プログラムに社会的性別（ジェンダー）の視点を取り込み、その枠組の中で女性の人権を促進していることを評価する。

主要な関心事項及び勧告

13. 委員会は、本条約のすべての規定を計画的かつ継続的に実施する締約国の義務を想起し、今回の最終見解において特定された関心事項及び勧告を、締約国の次回の報告提出までの優先課題と考える。従って、委員会は、締約国の実施活動においてこれらの分野を重点とすること、並びにとられた措置及び達成された成果を次回報告で報告することを締約国に要請する。委員会は、今回の最終見解の十分な実施が確保されるように、同最終見解を全ての関連省庁、国会、司法当局に提供することを締約国に要請する。

国会

14. 委員会は、政府には、本条約に基づく締約国の義務の十分な履行に対する一義的な責任が、特に説明責任があることを再確認する一方で、本条約が政府のすべての部門に対し拘束力を有することを強調するとともに、最終見解の実施及び本条約に基づく政府の次回報告プロセスについて、適切な場合には、手続に沿って必要な措置を講じるよう国会に働きかけることを締約国に勧告する。

前回の最終見解

15. 締約国の第4回・第5回定期報告（CEDAW/C/JPN/4及びCEDAW/C/JPN/5）の審議後に委員会が表明した関心事項や勧告の一部への取組が不十分であることは遺憾である。委員会は、とりわけ、本条約に沿った差別の定義の欠如、民法における差別的規定、本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の低調な参画への取組が行われていないことに留意する。

16. 委員会は、今回の最終見解における関心事項及び未だ実

施されていない前回の勧告に全力で取り組むこと、並びに次回報告においてその実施状況を報告することを締約国に要請する。

差別的な法規定

17. 委員会は、前回の最終見解における勧告にもかかわらず、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。更に、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって嫡出でない子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、締約国が、差別的な法規定の撤廃が進んでいないことを説明するために世論調査を用いていることに懸念をもって留意する。

18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性のみ課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

本条約の法的地位と認知度

19. 委員会は、本条約が、拘束力のある人権関連文書として、また締約国における女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていないことについて、懸念を有する。これに関して、委員会は、締約国の憲法第98条2項に、批准・公布された条約が締約国の国内法の一部として法的効力を有する旨が明記されていることに留意する一方、本条約の規定は自動執行性がなく、法的審理に直接適用されないことに懸念を有する。

20. 委員会は、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。委員会は、本条約が国内法体制において十分に適用可能となること、また、適切な場合には制裁措置の導入等も通じ本条約の規定が国内法に十分に取り入れられることを確保するために、早急な措置を講じることを締約国に要請する。委員会はまた、本条約の精神、目的及び規定が十分に認識され、裁判において活用されるように、本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官、検察官、弁護士の意識啓発の取組を締約国が強めることを勧告する。委員会は更に、本条約及び男女共同参画に関する公務員の認識をさらに向上させ、能力開発プログラムを提供するための措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、選択議定書の批准を締約国が引き続き検討することへの勧告及び選択議定書に基づき利用可能なメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。

差別の定義

21. 委員会は、憲法では男女平等の原則が正式に定められていることに留意する一方、本条約が直接かつ明確に国内法

に取り込まれていないこと、及び本条約第1条に従った女性に対する差別の具体的な定義が国内法に欠けていることに、依然として懸念を有する。2006年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、「男女雇用機会均等法」)にかかる定義が盛り込まれず、間接差別の狭い定義が採用されたことは、遺憾である。委員会は、官民両分野における直接・間接の差別を含む女性に対する差別を定義する具体的な規定の欠如は、締約国における本条約の十分な適用の障害となることを想起する。

22. 委員会は、本条約及び本条約第1条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に十分に取り入れるために早急な措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告することを締約国に要請する。

国内人権機構

23. 前回の最終見解における勧告にもかかわらず、また他の条約体からも強調されているとおり、「国内人権機構の地位に関する原則」(国連総会決議48/134附属文書を参照のこと)に従った、女性の人権の保護及び促進を含む幅広い権限を有する独立した国内人権機構がいまだに設立されていないことは遺憾である。

24. 委員会は、日本側が普遍的・定期的レビューの最後に人権理事会において提示した回答を踏まえ(A/HRC/8/44/Add.1,1(a)項参照)、男女平等に関する問題についての権能を有し、上記「原則」に沿った独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう締約国に勧告する。

女性の地位向上のための国内本部機構

25. 委員会は、2005年10月に、少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたことを歓迎する一方、男女共同参画のための国内本部機構の事務局たる内閣府男女共同参画局が、その機能を遂行するための権限と応分の財源を持たないことについて懸念を有する。また、男女共同参画基本計画(第2次)によって達成された成果について報告に情報が盛り込まれておらず遺憾である。

26. 委員会は、様々な部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責務の明確化と連携の強化、及び財源や人材の充実によって、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構をさらに強化することを勧告する。さらに、委員会は、男女共同参画基本計画(第3次)策定における法的枠組として本条約を活用すること、及び設定目標の達成に向けた進捗状況を定期的に評価するために監視制度を導入することを勧告する。

暫定的特別措置

27. 委員会は、締約国において、特に職場における女性や政治的・公的活動への女性の参画に関して、実質的な男女平等を促進し、女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置が講じられていないことに遺憾をもって留意する。

28. 委員会は、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあ

らゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。

固定的性別役割分担意識

29. 委員会は、締約国において、男女間の不平等が存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する「反動」が報告されていることに懸念を有する。委員会は、家父長制に基づく考え方や日本の家庭・社会における男女の役割と責任に関する深く根付いた固定的性別役割分担意識が残っていることを女性の人権の行使や享受を妨げる恐れがあるものとして引き続き懸念する。委員会は、こうした固定的性別役割分担意識の存続が、特にメディアや教科書、教材に反映されており、これらが教育に関する女性の伝統的な選択に影響を与え、家庭や家事の不平等な責任分担を助長し、ひいては、労働市場における女性の不利な立場や政治的・公的活動や意思決定過程への女性の低い参画をもたらしていることに留意する。さらに、委員会は、固定的性別役割分担意識にとらわれた姿勢が特にメディアに浸透しており、固定的性別役割分担意識に沿った男女の描写が頻繁に行われていることやポルノがメディアでますます浸透していることを懸念する。過剰な女性の性的描写は、女性を性的対象とみなす既存の固定観念を強化し、女兒たちの自尊心を低下させ続けている。委員会は、公務員による性差別的な発言が頻繁に起きていること及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が講じられていないことに懸念を表明する。

30. 委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。委員会は、条約第5条で求められているように、締約国がマスメディアに、男女それぞれにふさわしいとみなされている役割や任務について社会的な変化を促進させるよう働きかけることを勧告する。委員会は、男女共同参画に関する問題について、あらゆる教育機関のあらゆるレベルの教職、カウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化すること、また、固定的性別役割分担意識を解消するために、あらゆる教科書及び教材の見直しを速やかに完了させることを締約国に求める。委員会は、政府の職員が、女性の品位を下げ、女性を差別する家父長的な仕組みを助長させるような侮辱的な発言をしないうことを確保するよう、言葉による暴力の犯罪化を含む対策を取ることを締約国に要請する。委員会はまた、メディアや広告におけるわいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。委員会は、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女兒や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者との間の啓発を促進するための積極的な措置を取ることを締約国に要請する。

女性に対する暴力

31. 委員会は、前回の報告の提出以降、女性に対する暴力及び性暴力と闘うために締約国が実施したさまざまな取組を歓迎する。この取組には、保護命令制度を拡充し、相談支援センターの設置を市町村に要請する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(国内法)の改正が

含まれている。委員会は、この法律が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないことや保護命令の申立てから発令までに要する時間が被害者の生命を更に脅かす恐れがあることについて、引き続き懸念する。委員会はさらに、配偶者等からの暴力や性暴力の女性被害者が苦情申立てや保護請求の際に直面する障害について懸念する。委員会は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報の断念につながるような、移民女性、マイノリティ女性、及び社会的弱者グループの女性の不安定な立場を特に懸念する。また、委員会は、女性に対するあらゆる形態の暴力の横行に関する情報やデータの提供が不十分であることにも懸念を表明する。

32. 委員会は、女性の人権侵害として女性に対する暴力に対処することや、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する取組において委員会の一般勧告第19号を十分に活用することを締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含めあらゆる暴力は容認されないという意識啓発の取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、女性に対する暴力に関する取組を強化すること、保護命令の発令を迅速化すること、女性に対する暴力の被害者が相談できる24時間無料のホットラインを開設することを締約国に勧告する。また、委員会は、女性が苦情を申立てたり保護や救済を求めたりすることができるように、移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に質の高い支援サービスを提供し、それにより、女性が暴力または虐待を受ける関係に甘んじる必要がないことを保証するよう締約国に勧告する。こうした観点から、締約国は、配偶者等からの暴力や性暴力の通報を促すために必要な措置を講じるべきである。委員会は、社会的弱者グループの女性を対象とした包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施することを締約国に勧告する。委員会は、警察官、裁判官、医療従事者、ソーシャルワーカーをはじめとする公務員が、関連法規について熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であることや被害者に適切な支援を提供できることを確保させるよう締約国に要請する。委員会は、配偶者等からの暴力を含め女性に対するあらゆる形態の暴力の発生率、原因及び結果に関するデータを収集し、調査を実施し、更に包括的な施策やターゲットを絞った介入の基礎としてこれらのデータを活用することを締約国に要請する。委員会は、次回報告に、統計データ及び実行した措置の結果を盛り込むことを締約国に求める。

33. 委員会は、刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされていることを懸念する。委員会はさらに、強姦罪の罰則が依然として軽いこと及び刑法では近親姦及び配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する。

34. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。

35. 委員会は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正によって、この法に規定する犯罪の懲役刑の最長期間が延長されたことなど児童買春に対する法的措置が講じられたことを

歓迎する一方、女性や女兒への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている締約国における性暴力の常態化に懸念を有する。委員会は、これらのテレビゲームや漫画が「児童買春・児童ポルノ禁止法」の児童ポルノの法的定義に該当しないことに懸念をもって留意する。

36. 委員会は、女性や女兒に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。建設的な対話の中での代表団による口頭の請け合いで示されたように、締約国が児童ポルノ法の改正にこの問題を取り入れることを勧告する。

37. 委員会は、「慰安婦」の状況に対処するために締約国がいくつかの措置を講じたことに留意するが、第二次世界大戦中に被害者となった「慰安婦」の状況の恒久的な解決策が締約国において見出されていないことを遺憾に思い、学校の教科書からこの問題への言及が削除されていることに懸念を表明する。

38. 委員会は、締約国が「慰安婦」の状況の恒久的な解決のための方策を見出す努力を早急に行うことへの勧告を改めて表明する。この取組には、被害者への補償、加害者の訴追、及びこれらの犯罪に関する一般国民に対する教育が含まれる。

人身取引及び売春による性的搾取

39. 委員会は、「匿名通報モデル事業」の導入など、人身取引と闘うために締約国が実施した取組を歓迎する一方、女性や女兒の人身取引が続いていること、売春による性的搾取、並びに人身取引の被害女性の回復を図る施策が導入されていないことについて引き続き懸念する。委員会は、興行査証の交付件数が大幅に減少したことに満足をもって留意する一方、強制労働や性的搾取の目的でインターンシップや研修プログラムが利用される可能性を示唆する情報について懸念する。委員会はさらに、「売春防止法」において売春をした者が起訴の対象となる一方で、顧客が処罰を受けないことを懸念する。

40. 委員会は、人身取引の被害者を保護、支援するため、また、女性の経済状況を改善するための取組を拡充し、搾取や人身取引業者に対する女性の脆弱性を解消することによって人身取引の根本的原因の解決を図るためのさらなる措置を講じること、及び売春による性的搾取や人身取引の被害者である女性や女兒の回復及び社会復帰のための施策を講じることが締約国に要請する。委員会は、売春の需要の抑止等によって女性の売春による性的搾取を防止する適切な措置を講じよう締約国に要請する。委員会はまた、売春をした者の社会復帰促進策を実施し、売春による性的搾取の被害を受けた女性や女兒のために回復プログラム及び経済力強化プログラムを提供するよう締約国に要請する。委員会は、インターンシップ及び研修プログラム用の査証発給の厳格な監視を継続するよう締約国に要請する。委員会は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の批准を締約国に要請する。

政治的・公的活動への平等な参画

41. 委員会は、政府、国会、地方議会、司法、学界、外交の上層部に女性が占める割合が低いことを懸念する。委員会は、政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参画に関する統計データが欠如していることに留意する。

42. 委員会は、事実上の男女平等の実現を加速させるため、特に本条約第4条1及び委員会的一般勧告第25号に基づく特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、政治的・公的機関への女性の参画が国民の多様性を全面的に反映することを確保することを締約国に奨励する。委員会は、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参画に関するデータ及び情報を次回報告の際に提供するよう締約国に要請する。委員会は、特に本条約の第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条の実施を推進する観点から、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、さまざまな手段の活用を検討するよう締約国に要請する。

教育

43. 委員会は、教育分野における男女同権を保証するために実施された多くの取組に留意する一方、強い反対にもかかわらず、教育基本法が改正され男女共同参画の推進に言及した同法第5条が削除されたことを懸念する。委員会はまた、女性が引き続き伝統的な学問分野に集中していること、及び学生や教職員として、特に教授レベルで学界における女性の参画が低調であることに懸念をもって留意する。

44. 委員会は、教育分野における女性の十分な権利の保護に関する、本条約に基づく締約国の義務が国内法に取り入れられるように、男女共同参画の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう締約国に勧告する。委員会はまた、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。委員会は、男女共同参画基本計画(第3次)において大学・短大における女性教員の割合の達成目標を20パーセントから引き上げ、最終的に、こうした機関における男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。

雇用

45. 委員会は、明白な男女間の水平的・垂直的職務分離に反映されている、労働市場における女性の不利な状況について依然として懸念を有する。委員会は、とりわけ、男女雇用機会均等法に基づく行政ガイドラインの「雇用管理区分」が、女性を差別するコース別制度を導入する余地を雇用主に与えているかもしれないと懸念している。委員会はまた、性別に基づく賃金格差が、フルタイムの労働者の間では時間当たり賃金で32.2パーセントと非常に大きく、パートタイム労働者の間ではこの性別に基づく賃金格差がさらに大きいという現状が根強く続いていること、有期雇用及びパートタイム雇用の多数を女性労働者が占めていること、並びに妊娠・出産を理由に女性が違法に解雇されていることについて懸念する。委員会はまた、現行の労働法における不十分な保護及び制裁措置についても、懸念を表明する。委員会は特に、本条約及びILO100号条約に沿った

同一労働及び同一価値の労働に対する同一報酬の原則と認識できる条項が、労働基準法にないことを懸念する。委員会はまた、職場でのセクシュアル・ハラスメントが横行していること、及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった企業を特定する措置が法律に盛り込まれているものの、違反企業名の公開以外に法令遵守を強化するための制裁措置が設けられていないことに懸念を表明する。さらに、委員会は、雇用問題に関する法的手続きが長期にわたることを懸念する。これは、女性にとって受け入れがたく、また、本条約第2条(c)に規定されている法廷における救済を妨げるものである。

46. 委員会は、本条約第11条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する。委員会は、妊娠・出産による女性の違法解雇の実施を防止する措置と、垂直的・水平的職務分離を撤廃し、性別に基づく男女間の賃金格差を是正するために、本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に従った暫定的特別措置を含め、具体的措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、有効な実施と監視体制を整備し、法的支援や迅速な事案処理を含めて女性の救済手段へのアクセスを確立するために、締約国が、官民双方の雇用の分野における、セクシュアル・ハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を設けることを奨励する。

家庭と仕事の両立

47. 委員会は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、並びに家庭と仕事の両立を推進するその他の施策の策定等の締約国による法律面及び政策面の取組を歓迎する一方、依然として家庭や家族に関する責任を女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育児休業取得率が著しく低いこと、並びに家庭での責務を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事するという実態が生じていることを懸念する。

48. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。

健康

49. 委員会は、締約国の質の高い医療サービスを称賛する一方、近年、HIV／エイズを含む性感染症の日本女性への感染が拡大していることを懸念する。委員会はまた、十代の女兒や若い女性の人工妊娠中絶率が高いこと、また、人工妊娠中絶を選択する女性が刑法に基づく処罰の対象となり得ることを懸念する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報が不十分であることを遺憾に思う。

50. 委員会は、思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること、及び妊娠中絶に関するものを含め、性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべて

の女性や女兒のアクセスを確保することを締約国に勧告する。委員会はまた、健康や医療サービス提供に関する性別データ、並びにHIV／エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するさらなる情報やデータを次回の報告に盛り込むよう締約国に要請する。委員会は、女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため、可能であれば人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。

マイノリティ女性

51. 委員会は、社会全体及びコミュニティ内において、締約国のマイノリティ女性は性別や民族的出自に基づく複合差別に苦しんでおり、こうした状況について情報や統計データが不十分であることを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利推進を図るために、各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策が策定されていないことは遺憾である。

52. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請（A/58/38、パラ366）を改めて表明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。

社会的弱者グループの女性

53. 委員会は、農山漁村女性、母子家庭の母、障害のある女性、難民及び移民女性など、特に雇用、健康管理、教育、社会福祉へのアクセスに関して複合的な形態の差別を受けやすい、社会的弱者グループの女性に関する情報や統計データが不十分であることに留意する。

54. 委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また、委員会は、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入するよう締約国に要請する。

北京宣言及び行動綱領

55. 委員会は、本条約に基づく締約国の義務を履行するにあたり、本条約の規定を補強する「北京宣言及び行動綱領」を引き続き活用し、次回報告にその情報を盛り込むよう締約国に要請する。

ミレニアム開発目標

56. 委員会は、ミレニアム開発目標の達成には、本条約の十分かつ効果的な実施が不可欠であることを強調する。委員会は、ミレニアム開発目標達成を目指すあらゆる取組において、社会的性別（ジェンダー）の視点を取り込み、本条

約の規定を明確に反映すること、及び次回報告にその情報を盛り込むことを締約国に要請する。

その他の条約の批准

57. 委員会は、9つの主要な国際人権条約¹国家が遵守することによって、生活のあらゆる面における女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。従って、委員会は、まだ日本が締約国でない条約、すなわち、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准を検討するよう日本国政府に奨励する。

周知

58. 委員会は、法律上及び事実上の女性の平等を保証するために講じられた措置、及びその関連で必要な今後の措置を、政府の職員、政治家、国会議員、女性団体及び人権団体を含む一般国民に認識させるため、今回の最終見解を日本国

内で広く周知させることを要請する。委員会は、本条約、本条約の選択議定書、委員会の一般勧告、「北京宣言及び行動綱領」並びに「女性2000年会議-21世紀に向けての男女平等、開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果についての周知を、特に女性団体及び人権団体に対し強化するよう締約国に要請する。

最終見解のフォローアップ

59. 委員会は、上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2年以内に提出するよう締約国に要請する。

次回の報告期日

60. 委員会は、本条約第18条に基づき、今回の最終見解において表明された関心事項に対して次回報告で回答することを締約国に要請する。委員会は、第7回・第8回定期報告を2014年7月に提出するよう締約国に求める。

1 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」

資料 4 平成23年度男女共同参画基本計画関係予算額の概要（男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項）

（単位：千円）

主要事項	所管	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比較 増減額	特別会計の 名称
第2部 施策の基本的方向と具体的施策					
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		28,373	28,443	70	
(1) 政治分野における女性の参画の拡大	内閣府	—	—	—	
(2) 司法分野における女性の参画の拡大	内閣府	—	—	—	
(3) 行政分野における女性の参画の拡大	内閣府	—	—	—	
	総務省	3,036	9,300	6,264	
	防衛省	7,628	1,739	△5,889	
	人事院	2,795	2,795	0	
(4) 雇用分野における女性の参画の拡大	内閣府	—	—	—	
(5) その他の分野における女性の参画の拡大	内閣府	14,914	14,609	△305	
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革		98,711 (17,513)	95,228 (17,476)	△3,483 (△37)	
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	内閣府	0	0	0	
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	厚生労働省	53,225	64,805	11,580	
		1,868	1,329	△539	労働保険
(3) 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	総務省	(17,513)	(17,476)	(△37)	
	法務省	2,130	2,130	0	
	防衛省	13,703	13,188	△515	
	防衛省	0	180	180	
(4) 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供	内閣府	27,785	13,596	△14,189	
	総務省	—	—	—	
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画		625,728	540,624	△85,104	
(1) 男性にとっての男女共同参画	内閣府	14,249	168,528	154,279	
	総務省	222,898	75,537	△147,361	
	文部科学省	130,981	76,702	△54,279	
	国土交通省	42,689	24,896	△17,793	
(2) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成	警察庁	3,696	3,696	0	
	文部科学省	126,636	124,445	△2,191	
(3) 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現	内閣府	35,179	27,875	△7,304	
	警察庁	—	—	—	
	総務省	49,400	38,945	△10,455	
	文部科学省	0	—	—	
	経済産業省	—	—	—	
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		1,354,491 (20,951,288)	1,149,184 (21,453,045)	△205,307 (501,757)	
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	厚生労働省	37,548 (145,063)	31,221 (171,281)	△6,327 (26,218)	労働保険
(2) 非正規雇用における雇用環境の整備	厚生労働省	334,220 (47,182)	327,657 (49,594)	△6,563 (2,412)	労働保険
(3) ポジティブ・アクションの推進	内閣府	—	—	—	
	厚生労働省	(247,571)	(197,878)	(△49,693)	労働保険
(4) 女性の能力発揮促進のための支援	厚生労働省	708,007 (12,993,665)	569,290 (14,351,489)	△138,717 (1,357,824)	労働保険
(5) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	総務省	—	—	—	
	厚生労働省	274,716 (7,517,807)	221,016 (6,682,803)	△53,700 (△835,004)	労働保険
	経済産業省	—	—	—	
	国土交通省	—	—	—	
(6) 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進	国土交通省	0	0	0	
(7) 女性の活躍による経済社会の活性化	経済産業省	—	—	—	
第5分野 男女の仕事と生活の調和		385,823,077 (2,019,258,026)	455,053,203 (2,453,720,166)	69,230,126 (434,462,140)	
(1) 仕事と生活の調和の実現	内閣府	32,986 (—)	12,319 (—)	△20,667 (—)	
	総務省	—	—	—	
	文部科学省	17,508	10,108	△7,400	
	厚生労働省	2,222,602 (289,622,304)	1,915,399 (268,503,483)	△307,203 (△21,118,821)	労働保険
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	内閣府	46,746	43,908	△2,838	
	警察庁	—	—	—	
	文部科学省	24,821,000	25,687,000	866,000	
	厚生労働省	358,398,235 (1,729,572,373)	427,384,469 (2,185,109,666)	68,986,234 (455,537,293)	年金等
	経済産業省	284,000 (—)	0 (—)	△284,000 (—)	
	国土交通省	—	—	—	
(3) 働く男女の健康管理対策の推進	厚生労働省	(—) (63,349)	(—) (107,017)	(—) (43,668)	社会資本整備 労働保険
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進		352,933	194,538	△158,395	
(1) 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農林水産省	352,933	194,538	△158,395	
(2) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	文部科学省	—	—	—	
	農林水産省	—	—	—	
(3) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	農林水産省	—	—	—	

(単位：千円)

主要事項	所管	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比較 増減額	特別会計の 名称
第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援		209,056,927 (364,601,921)	213,158,358 (334,635,560)	4,101,431 (△29,966,361)	
(1) セーフティネットの機能の強化	厚生労働省	(320,677,360)	(302,928,344)	(△17,749,016)	労働保険
(2) 雇用・就業の安定に向けた課題		0	0	0	
(3) 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題	文部科学省	704,426	698,862	△5,564	
	厚生労働省	202,486,812 (20,074,905)	206,280,240 (12,123,762)	3,793,428 (△7,951,143)	労働保険
(4) 男女の自立に向けた力を高める取組	文部科学省	3,519,763	3,145,331	△374,432	
	厚生労働省	2,345,926 (23,849,656)	3,033,925 (19,583,454)	687,999 (△4,266,202)	労働保険
第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備		2,767,085,330 (37,732,521)	2,924,070,796 (27,996,272)	156,985,466 (△9,736,249)	
(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	警察庁	—	—	—	
	総務省	—	—	—	
	文部科学省	—	—	—	
	厚生労働省	2,194,654,961 (37,732,521)	2,289,504,298 (27,996,272)	94,849,337 (△9,736,249)	労働保険
	経済産業省	79,200	11,960	△67,240	
	国土交通省	—	—	—	
(2) 障害者が安心して暮らせる環境の整備	警察庁	—	—	—	
	総務省	429,183	402,493	△26,690	
	厚生労働省	571,921,986	634,152,045	62,230,059	
	経済産業省	—	—	—	
	国土交通省	—	—	—	
(3) 外国人が安心して暮らせる環境の整備		(—)	(—)	(—)	社会資本整備
(4) 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応	法務省	0	0	0	
第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		86,352,097 (179,766)	88,131,460 (179,155)	1,779,363 (△611)	
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	内閣府	41,332	52,696	11,364	
	警察庁	10,754	10,652	△102	
	法務省	—	—	—	
	厚生労働省	2,507,705	2,123,146	△384,559	
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	内閣府	35,028	35,153	125	
	警察庁	11,539	11,539	0	
	法務省	—	—	—	
	厚生労働省	83,434,034 (179,766)	85,586,000 (179,155)	2,151,966 (△611)	年金
(3) 性犯罪への対策の推進	内閣府	—	32,205	32,205	
	警察庁	135,357	118,036	△17,321	
	法務省	121,723	88,341	△33,382	
(4) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	内閣府	—	2,858	2,858	
	警察庁	1,217	1,217	0	
	総務省	—	—	—	
	文部科学省	—	—	—	
	経済産業省	—	—	—	
(5) 売買春への対策の推進	警察庁	29,253	45,688	16,435	
	法務省	20,709	19,927	△782	
(6) 人身取引対策の推進	厚生労働省	—	—	—	
(7) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	内閣府	—	—	—	
	厚生労働省	—	—	—	
	文部科学省	—	—	—	
	厚生労働省	(—)	(—)	(—)	労働保険
	防衛省	2,310	2,338	28	
	人事院	1,136	1,664	528	
(8) メディアにおける性・暴力表現への対応	警察庁	—	—	—	
	総務省	—	—	—	
	経済産業省	—	—	—	
第10分野 生涯を通じた女性の健康支援		65,052,914 (33,465)	65,514,234 (33,512)	461,320 (47)	
(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進	文部科学省	—	—	—	
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	文部科学省	—	—	—	
	厚生労働省	47,614,717 (33,465)	49,546,352 (33,512)	1,931,635 (47)	年金
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	警察庁	—	—	—	
	文部科学省	—	—	—	
	厚生労働省	8,283,188	7,620,425	△662,763	
(4) 性差に応じた健康支援の推進	厚生労働省	8,125,748	7,700,864	△424,884	
(5) 医療分野における女性の参画の拡大	文部科学省	—	—	—	
	厚生労働省	657,650	401,048	△256,602	
(6) 生涯にわたるスポーツ活動の推進	文部科学省	371,611	245,545	△126,066	
第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		151,047,531	143,327,518	△7,720,013	
(1) 男女平等を推進する教育・学習	内閣府	—	—	—	
	文部科学省	131,013,293	124,185,584	△6,827,709	
(2) 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	文部科学省	20,027,943	19,136,375	△891,568	
	厚生労働省	6,295	5,559	△736	

(単位：千円)

主要事項	所管	平成22年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比較 増減額	特別会計の 名称
(3) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		0	0	0	
第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画		668,733	2,332,670	1,663,937	
(1) 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大	内閣府	—	—	—	
(2) 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	文部科学省	653,733	2,317,670	1,663,937	
(3) 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	文部科学省	15,000	15,000	0	
第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進		159,603	101,439	△58,164	
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	総務省 文部科学省 経済産業省	— 159,603 —	— 101,439 —	— △58,164 —	
(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進		0	0	0	
(3) メディア分野における女性の参画の拡大	警察庁	—	—	—	
第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進		716,806	536,725	△180,081	
(1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり	内閣府	55,984	40,174	△15,810	
(2) 地域の活動における男女共同参画の推進	内閣府	—	—	—	
(3) 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進	内閣府	—	—	—	
(4) 防災における男女共同参画の推進	経済産業省 内閣府	— —	— —	— —	
(5) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	総務省 内閣府 環境省	11,496 — 649,326	8,459 — 488,092	△3,037 — △161,234	
第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献		175,495	166,683	△8,812	
(1) 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知	内閣府	1,928	1,928	0	
(2) 男女共同参画の視点に立った国際貢献	外務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	48,547 0 17,548 107,472	39,766 81,781 20,635 22,573	△8,781 81,781 3,087 △84,899	
(3) 対外発信機能の強化					
小 計	合計 一般会計 特別会計 財政投融资	6,111,373,249 3,668,598,749 (2,442,774,500) 《—》	6,732,436,289 3,894,401,103 (2,838,035,186) 《—》	621,063,040 225,802,354 (395,260,686) 《—》	
第3部 推進体制	内閣府 法務省	32,876 32,876 —	36,371 36,371 —	3,495 3,495 —	
総 合 計	合計 一般会計 特別会計 財政投融资	6,111,406,125 3,668,631,625 (2,442,774,500) 《—》	6,732,472,660 3,894,437,474 (2,838,035,186) 《—》	621,066,535 225,805,849 (395,260,686) 《—》	

- (備考) 1. 主要事項の各項目は、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に対応している。
2. 男女共同参画基本計画関係予算には、上記の表に記載された「男女共同参画の推進の見地から当面特に留意すべき事項」のほか、「それ以外の事項」として「国民年金及び厚生年金保険(国庫負担)」及び「特定障害者に対する特別障害給付金」(ともに「第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」に該当)がある。
3. 一般会計は括弧なし、特別会計は《 》、財政投融资は《 》で記載。
4. 男女共同参画基本計画関係の金額が特掲できない施策・事業予算又は他の項目に既に計上されている施策・事業予算のみの場合は、「—」で記載。
5. 四捨五入により計が一致しないところがある。
6. なお、本表は当初予算額を計上しており、補正予算による増減は反映していない。

資料5 平成21年度男女共同参画計画関係予算額の使用実績

主 要 事 項	予算額A (千円)	決算額B (千円)	差引額(A-B) (千円)	使用割合(B/A) (%)
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	147,392	127,288	20,104	86.4%
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	85,210	82,756	2,454	97.1%
(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請	32,474	25,353	7,121	78.1%
(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援				
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供	29,708	19,179	10,529	64.6%
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	95,021	51,372	43,649	54.1%
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し				
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	43,334	24,556	18,778	56.7%
(3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実	6,940	6,940	0	100.0%
(4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供	44,747	19,876	24,871	44.4%
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	23,063,852	19,033,124	4,030,728	82.5%
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	599,805	520,190	79,615	86.7%
(2) 母性健康管理対策の推進	53,283	46,052	7,231	86.4%
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	18,148,559	14,771,564	3,376,995	81.4%
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備	2,911,752	2,423,170	488,582	83.2%
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備	1,350,453	1,272,148	78,305	94.2%
4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	3,198,525	2,959,172	239,353	92.5%
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	2,412,674	2,347,975	64,699	97.3%
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	109,460	108,609	851	99.2%
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	459,781	378,804	80,977	82.4%
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり				
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	216,610	123,784	92,826	57.1%
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	1,498,003,313	1,458,498,775	39,504,538	97.4%
(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	191,685,632	188,217,741	3,467,891	98.2%
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	1,306,316,400	1,270,280,097	36,036,303	97.2%
(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	1,281	937	344	73.1%
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	2,655,570,869	2,605,545,887	50,024,982	98.1%
(1) 高齢者の社会参画に対する支援	45,229,810	43,698,639	1,531,171	96.6%
(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	2,102,055,336	2,053,561,525	48,493,811	97.7%
(3) 高齢期の所得保障				
(4) 障害者の自立した生活の支援	507,861,480	507,861,480	0	100.0%
(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	424,243	424,243	0	100.0%
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	6,180,569	5,168,966	1,011,603	83.6%
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	3,121,448	2,258,080	863,368	72.3%
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	2,177,855	2,058,543	119,312	94.5%
(3) 性犯罪への対策の推進	130,348	128,830	1,518	98.8%
(4) 売買春への対策の推進	498,334	472,183	26,151	94.8%
(5) 人身取引への対策の推進	24,627	24,627	0	100.0%
(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	1,169	1,169	0	100.0%
(7) ストーカー行為等への対策の推進	226,788	225,534	1,254	99.4%
8 生涯を通じた女性の健康支援	64,227,971	51,376,710	12,851,261	80.0%
(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進	16,479,208	11,971,090	4,508,118	72.6%
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援	39,370,427	31,388,038	7,982,389	79.7%
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	8,378,336	8,017,582	360,754	95.7%
9 メディアにおける男女共同参画の推進	380,946	318,470	62,476	83.6%
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	380,946	318,470	62,476	83.6%
(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながる表現の促進				
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	152,227,224	150,326,696	1,900,528	98.8%
(1) 男女平等を推進する教育・学習	125,802,716	125,708,199	94,517	99.9%
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	26,424,508	24,618,497	1,806,011	93.2%
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	340,180	318,521	21,659	93.6%
(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	21,079	6,346	14,733	30.1%
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	319,101	312,175	6,926	97.8%
12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	2,082,563	1,926,898	155,665	92.5%
(1) 科学技術	1,437,736	1,360,999	76,737	94.7%
(2) 防災（災害復興を含む）				
(3) 地域おこし、まちづくり、観光				
(4) 環境	644,827	565,899	78,928	87.8%
13 計画の推進	129,393	69,427	59,966	53.7%
合 計	4,405,647,818	4,295,721,306	109,926,512	97.5%

(備考) 1. 主要事項の1から12は、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の第2部「施策の基本的方向と具体的施策」の各重点分野に、主要事項の13は、同計画の第3部「計画の推進」に、それぞれ対応している。

2. 予算額については、決算額の算出が困難な事業等を除いた額としている。

資料6 男女共同参画基本計画（第2次）第2部における数値目標のフォローアップ

目 標	直 近 値	調 査 時 点	出 典
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
(1) ・社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。	—		
・平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員I種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度（平成17年度21.5%）、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。	25.7%	平成22年度	総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」
・育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。（平成16年度0.9%）	1.6%	平成21年度	人事院「一般職の国家公務員の育児休業等実態調査」
(2) ・「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇（時間単位のものを含む。）等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値（男性10%）等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。（平成15年度0.5%）	0.7%	平成21年度	総務省「平成21年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
(3) ・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。（平成10年度6.6%）	10.9%	平成22年度	文部科学省「学校基本調査」
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革			
(2) ・「男女共同参画社会」という用語の周知度を平成22年までに100%にする。（平成16年度52.5%）	64.6%	平成21年	内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			
(1) ・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合を平成21年度までに40%にする。（平成15年度29.5%）	30.2%	平成21年度	厚生労働省「雇用均等基本調査」
(4) ・就業人口に占めるテレワーカーの比率を平成22年までに20%にする。（平成14年度6.1%）（注1）	16.5%	平成22年度	国土交通省「平成22年度テレワーク人口実態調査」
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援			
(1) ・概ね平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることを旨とし、育児休業取得率の向上を図る。（平成16年度男性0.56%、女性70.6%）	1.7%(男性) 85.6%(女性)	平成21年度	厚生労働省「雇用均等基本調査」
・概ね平成26年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を25%にすることを旨とし、普及率の向上を図る。（平成16年度10.5%）	31.1%	平成21年度	厚生労働省「雇用均等基本調査」
・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成21年度までに1割以上減少させる。（週労働時間60時間以上の雇用者の割合 平成16年度12.2%）	9.4%	平成22年	総務省「労働力調査」
・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成21年度までに少なくとも55%以上にする。（平成16年度46.6%）	47.1% (注2)	平成21年	厚生労働省「就労条件総合調査」
・ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成21年度までの累計で700企業にする。（平成17年度までの累計270企業）	354企業	平成22年度	厚生労働省資料
・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（男性の育児休業取得実績がある企業）の割合を平成21年度までに計画策定企業の20%以上にする。	8.4%	平成22年12月末	厚生労働省資料
・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成21年度までに100%にする。	93.6%	平成22年12月末	厚生労働省資料
(2) ・「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの3年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成21年度に215万人の受入れ児童数の拡大を図る。（平成16年度203万人）	216万人	平成22年4月	厚生労働省資料
・延長保育を推進し、平成21年度までに16,200か所の保育所での実施を図る。（平成16年度12,783か所）	15,901か所	平成21年度	厚生労働省資料
・休日保育を推進し、平成21年度までに2,200か所の保育所での実施を図る。（平成16年度666か所）	978か所	平成21年度	厚生労働省資料
・夜間保育を推進し、平成21年度までに140か所での実施を図る。（平成16年度66か所）	77か所	平成21年度	厚生労働省資料
・放課後児童クラブについて平成21年度までに17,500か所での実施を図る。（平成16年度15,134か所） → 放課後児童クラブについて、「放課後子どもプラン」に基づき、	19,946か所	平成22年度	厚生労働省資料

目 標	直 近 値	調 査 時 点	出 典
平成21年度までに、原則として、すべての小学校区での実施を目指す。(平成17年5月15,184か所)※平成18年5月目標を改定			
・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業(注3)を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度154か所)	1,527か所	平成21年度	厚生労働省資料
・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所)	3,477か所	平成21年度	厚生労働省資料
・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所)	637か所	平成22年度	厚生労働省資料
・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ364か所、134か所)	637か所 (ショートステイ) 330か所 (トワイライトステイ) (注5)	平成21年度	厚生労働省資料
・母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。	106か所	平成21年度	厚生労働省資料
・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。	795か所	平成21年度	厚生労働省資料
・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。(平成16年度359人)	6,807人	平成21年度	厚生労働省資料
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
(1) ・夫婦間における「平手で打つ」(平成15年73.7%)「なぐるふりをして、おどす」(平成15年55.5%)の各行為について、暴力と認識する人の割合を100%に近づけることを目指す。	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、 おどす)	平成20年	内閣府「男女間における暴力に関する調査」
8. 生涯を通じた女性の健康支援			
(1) ・成人の週1回以上のスポーツ実施率を平成22年度までに50%にする。(平成16年38.5%)	45.3%	平成21年	文部科学省資料
(2) ・妊娠・出産について満足している者の割合を平成22年までに100%にする。(平成12年84.4%)	92.6%	平成21年度	厚生労働省資料
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠11週以下での妊娠の届け出率を平成22年までに(注4)100%にする。(平成8年62.6%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	78.1%	平成20年度	厚生労働省「平成20年度地域保健・健康増進事業報告」
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合を平成22年までに(注4)100%にする。(平成12年度6.3%)」という目標も踏まえ、母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促進し、妊娠中及び出産後の女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図る。	41.2%	平成21年度	厚生労働省資料
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合を平成22年までに(注4)100%にする。(平成13年度24.9%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	(不妊カウンセラー) 専従15.3% 兼任47.4% (不妊コーディネーター) 専従11.8% 兼任47.5%	平成21年度	厚生労働省資料
・不妊専門相談センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で整備する。(平成16年度95か所中51か所)	61都道府県市	平成22年度	厚生労働省資料
・特定不妊治療費助成事業を平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市で実施する。(平成16年度95か所中87か所)	全都道府県・指定都市・中核市 (106都道府県市)	平成22年度	厚生労働省資料
・周産期医療ネットワークを全都道府県で整備する。(平成16年度28都道府県)	全都道府県	平成22年度	厚生労働省資料
(3) ・HIV/エイズ及び性感染症について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み	平成22年度	文部科学省資料
・薬物乱用の有害性について、児童生徒が正しい知識を身につけることができるように、啓発教材を作成し、平成22年までに全ての中学生・高校生に配布する。	全ての中学生、高校生に啓発教材を配布済み	平成22年度	文部科学省資料
・母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」に掲げられた「妊娠中の喫煙・飲酒を平成22年までに(注4)なくす。(平成12年喫煙率10.0%、飲酒率18.1%)」という目標の実現に向けた施策の推進を図る。	5.5%、4.4%、4.9% (喫煙率：それぞれ、 3、4か月、1歳6 か月、3歳児健診時 の調査結果) 7.6%、7.5%、8.1% (飲酒率：それぞれ、	平成21年度	厚生労働省資料

目 標		直 近 値	調 査 時 点	出 典
		3, 4 か月, 1 歳 6 か月, 3 歳児健診時の調査結果)		
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実				
(2)	・2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。	—		
12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進				
(1)	・女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値（各研究組織毎に、当該分野の博士課程（後期）における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として25%（理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%））を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。	23.1% （自然科学系全体の女性研究者（大学教員）の採用割合）	平成20年	文部科学省資料
(2)	・消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防団員を将来的に10万人以上にする。（平成16年1.3万人）	1.9万人	平成22年	消防庁資料

(注1) 平成22年5月から、政府目標は「2015年度までに在宅型テレワーカーを700万人とする。」に変更。

(注2) 平成19年から、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」から「常用労働者が30人以上の民間企業」に変更。なお、平成18年以前の調査方法による平成21年の値は、48.2%である。

(注3) 平成19年度からは、地域子育て支援拠点事業のうち、ひろば型。

(注4) 「健やか親子21」の計画期間は、平成26年までに延長されている。

(注5) 直近値には、補助金等の交付決定ベース等の「市町村」や「か所数」等を含むため、今後、変動があり得る。

資料7-1 第3次男女共同参画基本計画における成果目標の動向

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	最新値
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
衆議院議員の候補者に占める女性の割合(注1)	30% (平成32年)	16.7% (平成21年)	—
参議院議員の候補者に占める女性の割合(注1)	30% (平成32年)	22.9% (平成22年)	—
検察官(検事)に占める女性の割合	23% (平成27年度末)	18.2% (平成21年)	19% (平成22年)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	30%程度 (平成27年度末)	26.1% (平成22年度)	—
国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合	30%程度	25.7% (平成22年度)	—
国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年度末)	5.1% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—
国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	5%程度 (平成27年度末)	2.2% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—
国の指定職相当に占める女性の割合	3%程度 (平成27年度末)	1.7% 平成20年度 (※平成21年1月現在)	—
国家公務員の男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	0.7% (平成20年度)	—
国の審議会等委員に占める女性の割合	40%以上、60%以下 (平成32年)	33.2% (平成21年)	33.8% (平成22年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	30% (平成32年)	16.5% (平成21年)	17.3% (平成22年)
都道府県の地方公務員採用試験(上級試験)からの採用者に占める女性の割合	30%程度 (平成27年度末)	21.3% (平成20年)	22.4% (平成21年)
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年度末)	5.7% (平成21年)	6.0% (平成22年)
地方公務員の男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	0.6% (平成20年度)	—
都道府県の審議会等委員に占める女性の割合	30% (平成27年)	28.4% (平成21年)	28.6% (平成22年)
市区町村の審議会等委員に占める女性の割合	30% (平成27年)	23.3% (平成21年)	22.8% (平成22年)
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年)	6.5% (平成21年)	6.2% (平成22年)
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革			
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (平成27年)	64.6% (平成21年)	—
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—
3. 男性、子どもにとっての男女共同参画			
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	—
次世代認定マーク(くるみん)取得企業(注2)数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,015社 (平成23年3月末)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	—
在宅型テレワーカー(注3)の数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	2割以上減 (平成28年までに)	24.2人 (平成17年)	24.4人 (平成21年)

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	最新値
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	全小児救急医療圏 (平成26年度)	342地区 (平成20年度)	—
公立中学校における職場体験の実施状況	96% (平成27年)	94.5% (平成21年)	—
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	75% (平成27年)	72.6% (平成21年)	—
4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	10%程度 (平成27年)	6.5% (平成21年)	6.2% (平成22年)
ポジティブ・アクション取組企業数の割合	40%超 (平成26年)	30.2% (平成21年)	—
在宅型テレワーカーの数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)
自己啓発を行っている労働者の割合	正社員：70% 非正社員：50% (平成32年)	正社員：58.1% 非正社員：37.3% (平成20年)*	正社員：41.7% 非正社員：18.4% (平成22年)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	—
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	—
25歳から44歳までの女性の就業率	73% (平成32年)	66.0% (平成21年)	66.5% (平成22年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,015社 (平成23年3月末)
5. 男女の仕事と生活の調和			
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	100% (平成32年)	52.1% (平成21年)	40.5% (平成22年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	5割減 (平成32年)	10.0% (平成20年)	9.4% (平成22年)
年次有給休暇取得率	70% (平成32年)	47.4% (平成20年)	47.1% (平成21年)
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 2時間30分 (平成32年)	1日当たり60分 (平成18年)	—
男性の育児休業取得率	13% (平成32年)	1.72% (平成21年)	—
次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	2,000企業 (平成26年)	920企業 (平成22年)	1,015社 (平成23年3月末)
短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	29% (平成32年)	8.6%以下 (平成17年)	—
在宅型テレワーカーの数	700万人 (平成27年)	330万人 (平成20年)	320万人 (平成22年)
3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合(注4)	44% (平成29年)	22.8% (平成22年度)	—
小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合	40% (平成29年)	21.2% (平成22年度)	—
放課後子ども教室の実施(注5)	「放課後子どもプラン」 などの取組が、全国の小 小学校区で実施されるよう 促す (平成24年度)	9,280か所 (平成22年)	—
地域子育て支援拠点事業	10,000か所 (平成26年)	7,100か所 (平成21年度見込 (市町村単独分含む))	7,134か所 (平成21年度交付決定 ベース (市町村単独分含む))
ファミリー・サポート・センター事業	950市町村 (平成26年)	599か所 (平成21年度)	637か所 (平成22年度)
メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合	100% (平成32年)	33.6% (平成19年)	—

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	最新値
20歳から34歳までの就業率	77% (平成32年)	73.6% (平成21年)	73.6% (平成22年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—
6. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進			
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数(注6)	農業委員会、農業協同組合とも 0 (平成25年度)	農業委員会：890 (平成20年度) 農業協同組合：535 (平成19年度)	—
家族経営協定の締結数	70,000件 (平成32年度)	40,000件 (平成19年度)	—
7. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援			
公共職業訓練受講者の就業率	施設内：80% 委託：65% (平成32年)	施設内：73.9% 委託：62.4% (平成21年)	—
ジョブ・カード取得者	300万人 (平成32年)	29.1万人 (平成20年4月から平成22年7月まで)	42.8万人 (平成20年4月から平成23年2月末まで)
25歳から44歳までの女性の就業率	73% (平成32年)	66.0% (平成21年)	66.5% (平成22年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	55% (平成32年)	38% (平成17年)	—
自立支援教育訓練給付金事業	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)	90.0% (平成21年度)	—
高等技能訓練促進費等事業	全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (平成26年度)	81.8% (平成21年度)	—
地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数	10万人 (平成32年)	—	サポステによるニートの就職等進路決定者数(平成21年度上半期の登録者に係る実績) 0.2万人
20歳から34歳までの就業率	77% (平成32年)	73.6% (平成21年)	73.6% (平成22年)
フリーター数	124万人 (平成32年)	178万人 (平成21年)	183万人 (平成22年)
8. 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備			
バリアフリーの認知度	100% (平成24年度)	93.8% (平成17年度)	—
ユニバーサルデザインの認知度	80% (平成24年度)	64.3% (平成17年度)	—
60歳から64歳までの就業率	63.0% (平成32年)	57.0% (平成21年)	57.1% (平成22年)
地域自立支援協議会を設置している市町村数	全市町村 (平成24年)	約1,426市町村 (平成21年4月)	約1,485市町村 (平成22年4月)
障害者の実雇用率(民間企業)	1.8% (平成32年)	1.68% (平成22年6月)	—
9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	100% (平成27年)	58.4% (平手で打つ) 52.5% (なぐるふりをして、おどす) (平成21年)	—
配偶者暴力防止法の認知度	100% (平成27年)	76.1% (平成21年)	—
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	67% (平成27年)	29% (平成21年)	—
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	100か所 (平成27年)	21か所 (平成22年)	22か所 (平成23年1月)
性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター	各都道府県に最低1か所 (平成27年)	22都道府県 (平成22年)	—
10. 生涯を通じた女性の健康支援			
食育に関心を持っている国民の割合	90%以上 (平成27年度)	71.7% (平成21年)	—
妊娠・出産について満足している者の割合	100% (平成26年)	92.6% (平成21年度)	—

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	最新値
妊娠11週以下での妊娠の届出率	100% (平成26年度)	78.1% (平成20年度)	86.9% (平成21年度)
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	100% (平成26年)	41.2% (平成21年度)	—
出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室)病床数	25~30床 (平成26年度)	21.2床 (平成20年度)	—
常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数	全小児救急医療圏 (平成26年度)	342地区 (平成20年度)	—
不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合	100% (平成26年)	①不妊カウンセラー 専従15.3% 兼任47.4% ②不妊コーディネーター 専従11.8% 兼任47.5% (平成21年度)	—
不妊専門相談センター	全都道府県・指定都市・中核市 (平成26年度)	61都道府県市 (平成22年度)	—
妊娠中の喫煙・飲酒	なくす (平成26年)	①喫煙率 5.5%, 4.4%, 4.9% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) ②飲酒率 7.6%, 7.5%, 8.1% (3~4か月, 1歳6か月, 3歳児健診時の結果) (平成21年度)	—
子宮がん検診, 乳がん検診受診率	子宮がん: 50%以上 乳がん: 50%以上 (平成23年度末)	子宮がん: 21.3% 乳がん: 20.3% (平成19年)	—
成人の週1回以上スポーツ実施率	65%程度 (できる限り早期)	45.3% (平成21年)	—
11. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
公立中学校における職場体験の実施状況	96% (平成27年)	94.5% (平成21年)	—
公立高等学校(全日制)におけるインターンシップの実施状況	75% (平成27年)	72.6% (平成21年)	—
ミレニアム開発目標のうち, 全ての教育レベルにおける男女格差	平成27年までに解消	—	—
都道府県及び市町村の教育委員会のうち, 女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合	100% (平成27年)	93.2% (平成21年)	—
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	30% (平成32年)	14.7% (平成22年)	—
大学の教授等に占める女性の割合	30% (平成32年)	16.7% (平成21年)	17.3% (平成22年)
12. 科学技術・学術分野における男女共同参画			
女性研究者の採用目標値(自然科学系)	「自然科学系25%(早期), 更に30%を目指す。特に理学系20%, 工学系15%, 農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」(総合科学技術会議基本政策専門調査会報告)との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画(平成23年度から27年度まで)における値	自然科学系 23.1% (平成20年)	—
日本学術会議の会員に占める女性の割合	22% (平成27年)	20.5% (平成20年)	—
日本学術会議の連携会員に占める女性の割合	14% (平成27年)	12.5% (平成20年)	—

成果目標	成果目標 (期限)	計画策定時の数値	最新値
13. メディアにおける男女共同参画の推進			
「男女共同参画社会」という用語の周知度	100% (平成27年)	64.6% (平成21年)	—
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	37.0% (平成21年)	—
14. 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進			
自治会長に占める女性の割合	10% (平成27年)	4.1% (平成22年)	—
女性委員のいない都道府県防災会議の数	0 (平成27年)	13 (平成21年)	10 (平成22年)
全国の女性消防団員	10万人	19,103人 (平成22年)	19,043人※ (平成22年)
15. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献			
平成27年を期限とするミレニアム開発目標	各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める		—
「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	50%以上 (平成27年)	35.1% (平成21年)	—

(注1) 成果目標ではなく「目標」。「目標」は、政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自立的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

(注2) 次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たして厚生労働大臣の認定を受けた企業。

(注3) テレワーク人口倍増アクションプラン(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)に規定するテレワーカーのうち、自宅を含めてテレワークを行っている者をいう。

(注4) 待機児童の解消を図るための数値。

(注5) 保護者や地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育むための取組の実施箇所数。

(注6) 農業委員、農業協同組合役員を対象。

※ 計画策定時は速報値であり、最新値は確報値。

* 計画策定後、所要の修正を行ったもの。

資料7-2 第3次男女共同参画基本計画における参考指標の動向

項 目		計画策定時の数値	最新値
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大			
国会議員	衆議院議員	10.9% (平成22年12月)	—
	参議院議員	18.2% (平成22年12月)	—
国務大臣等	内閣総理大臣・国務大臣	11.8% (平成22年12月)	5.6% (平成23年1月)
	内閣官房副長官・副大臣	4.0% (平成22年12月)	4.0% (平成23年1月)
	大臣政務官	11.5% (平成22年12月)	11.5% (平成23年1月)
政党役員	民主党役員	3.2% (平成22年)	—
	自由民主党役員	11.6% (平成22年)	—
	公明党役員	10.5% (平成22年)	—
	みんなの党役員	0% (平成22年)	—
	日本共産党役員	20.2% (平成22年)	—
	社会民主党役員	16.7% (平成22年)	—
	国民新党役員	16.7% (平成22年)	—
	たちあがれ日本役員	16.7% (平成22年)	—
	新党改革役員	—	—
	新党日本役員	—	—
地方議会議員	都道府県議会議員	8.1% (平成21年)	—
	市区議会議員	12.9% (平成21年)	—
	町村議会議員	8.1% (平成21年)	—
地方公共団体の長	都道府県知事	6.4% (平成22年)	—
	市区長	2.3% (平成22年)	—
	町村長	0.6% (平成22年)	—
司法	裁判官	16.5% (平成22年)	—
	弁護士	16.3% (平成22年)	—
地方公務員	市区町村本庁課長相当職以上	9.8% (平成22年)	—
独立行政法人等	独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職の職員	10.4% (平成21年)	—
経済団体	経済同友会役員	7.5% (平成22年)	—
	日本経済団体連合会役員	0.5% (平成22年)	—
	業種別全国団体役員	—	—
	日本商工会議所役員	0% (平成21年)	—
	全国商工会連合会役員	4.0% (平成22年)	—
	都道府県商工会連合会役員	5.7% (平成22年)	—
	全国中小企業団体中央会役員	1.6% (平成22年)	—
	都道府県中小企業団体中央会役員	1.1% (平成22年)	—

項目		計画策定時の数値	最新値
	日本労働組合総連合会（連合）役員	24.5% (平成22年)	—
	連合傘下の労働組合における中央執行委員	7.4% (平成20年)	7.4% (平成21年)
専門的職業	公認会計士	13.7% (平成22年)	—
	獣医師	23.3% (平成20年)	—
職能団体	日本弁護士連合会役員	5.6% (平成22年)	—
	各弁護士会役員	7.7% (平成22年)	—
	日本公認会計士協会役員	5.6% (平成22年)	—
	日本公認会計士協会地域会役員	4.6% (平成22年)	—
	日本獣医師会役員	0% (平成22年)	—
	地方獣医師会役員	2.8% (平成22年)	—
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革			
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	55.1% (平成21年)	—
	男女共同参画条例制定地方公共団体数	496団体 (平成21年4月1日)	524団体 (平成22年4月1日)
	男女共同参画都市宣言採択市町村数	132団体 (平成21年4月1日)	133団体 (平成22年4月1日)
	女性の人権ホットライン相談件数	23,426件 (平成21年)	23,289件 (平成22年)
	国、地方公共団体の苦情処理件数 (男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について)	国：1,662件 地方公共団体：33件 (平成21年度)	—
3. 男性、子どもにとっての男女共同参画			
	男女別自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	男性：36.2 女性：13.2 (平成21年)	—
	40歳代から60歳代の男性自殺者数	12,677人 (平成21年)	—
	児童ポルノ事犯の検挙件数	935件 (平成21年)	1,342件 (平成22年)
	性的虐待事件の検挙件数	91件 (平成21年)	67件 (平成22年)
4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			
	都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数	23,301件 (平成21年度)	23,496件 (平成22年度)
	都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（年度内）	94.3% (平成21年度)	94.8% (平成22年度)
	男女間賃金格差（注1）	69.8 (平成21年)	69.3 (平成22年)
	非正規・正規賃金格差①（注2）	男性：73.1 女性：68.3 (平成21年)	男性：71.1 女性：68.8 (平成22年)
	非正規・正規賃金格差②（注3）	男性：65.8 女性：70.3 (平成21年)	男性：67.6 女性：70.0 (平成22年)
	非正規から正規への移動率（注4）	男性：39.5% 女性：18.8% (平成21年)	男性：35.4% 女性：18.7% (平成22年)
	女性労働者に占める非正規割合	53.3%* (平成21年)	53.8% (平成22年)
	公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30道県 (平成21年)	—
5. 男女の仕事と生活の調和			
	公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	30道県 (平成21年)	—
	自己啓発を行っている労働者の割合	正社員：58.1% 非正社員：37.3% (平成20年)*	正社員：41.7% 非正社員：18.4% (平成22年)

項 目		計画策定時の数値	最新値
子育てバリアフリーに関する指標	特定道路におけるバリアフリー化率	68% (平成21年度)	—
	重点整備地区内の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	91.5% (平成21年度)	—
	旅客施設のバリアフリー化率	77.2% (平成21年度)	—
	園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合	47% (平成21年度)	—
	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47% (平成21年度)	—
男女別介護時間の動向（社会生活基本調査の「ふだん介護をしている人」における性別行動者率、介護時間の分析）		①行動者率 男：21.4% 女：38.6% ②行動者平均時間 男：2時間24分 女：2時間34分 (平成18年)	—
妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数		妊娠・出産：1,994件 育児休業：1,657件 (平成21年度)	妊娠・出産：1,883件 育児休業：1,543件 (平成22年度)
労災認定事案のうち、脳・心臓疾患の件数		293件 (平成21年度)	—
労災認定事案のうち、精神障害によるものの件数		234件 (平成21年度)	—
6. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進			
全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合		3.4% (平成22年)	—
全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合		8.1% (平成22年)	—
全国森林組合連合会役員に占める女性の割合		0% (平成22年)	—
森林組合役員に占める女性の割合		0.3% (平成20年)	—
全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合		0% (平成22年)	—
漁業協同組合役員に占める女性の割合		0.3% (平成20年)	—
指導農業士等に占める女性の割合		30.2% (平成21年)	—
女性の認定農業者数		7,845人 (平成20年)	8,791人 (平成21年)
農村女性起業数		9,533件 (平成19年度)*	9,641件 (平成20年度)
7. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援			
相対的貧困率（注5）		男性：14.36% 女性：17.37% (平成19年（注6）)	—
男女間賃金格差		69.8 (平成21年)	69.3 (平成22年)
非正規・正規賃金格差①		男性：73.1 女性：68.3 (平成21年)	男性：71.1 女性：68.8 (平成22年)
非正規・正規賃金格差②		男性：65.8 女性：70.3 (平成21年)	男性：67.6 女性：70.0 (平成22年)
非正規から正規への移動率		男性：39.5% 女性：18.8% (平成21年)	男性：35.4% 女性：18.7% (平成22年)
低所得層（第I四分位）の賃金		男性：226.10千円* 女性：168.89千円* (平成21年)*	男性：228.62千円 女性：170.06千円 (平成22年)
マザーズハローワーク事業の実績	拠点数	163か所 (平成22年度)	168か所 (平成23年度設置予定を含む)
	就職件数	54,342件 (平成21年度)	—
	新規求職申込件数	180,665件 (平成21年度)	198,481件 (平成22年度)
	担当者制による就職率	80.8% (平成21年度)	85.1% (平成22年度)

項 目		計画策定時の数値	最新値
年収200万円以下の給与取得者の割合		男性：10.00% 女性：43.71% (平成20年)*	男性：10.98% 女性：44.86% (平成21年)
養育費を受け取っている母子世帯の比率		19.0% (平成18年)	—
自己啓発を行っている労働者の割合		正社員：58.1% 非正社員：37.3% (平成20年)*	正社員：41.7% 非正社員：18.4% (平成22年)
8. 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備			
「共生社会」の用語・考え方の周知度		40.2% (平成19年)	—
中高年齢者トライアル雇用の開始者数		6,217人 (平成21年)	4,959人 (平成22年)
中高年齢者トライアル雇用の常用雇用移行率		77.3% (平成21年)	78.1% (平成22年)
少なくとも一方の親が外国人である子どもの数と構成比率		35,651人 (3.2%) (平成18年)	34,860人 (3.2%) (平成21年)
国際結婚比率		4.86% (平成21年)	—
女性を被害者とする人権相談件数		17,209件* (平成21年)	16,195件 (平成22年)
障害者の実雇用率	国の機関 (法定雇用率2.1%)	2.29% (平成22年6月)	—
	都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)	2.50% (平成22年6月)	—
	市町村の機関 (法定雇用率2.1%)	2.40% (平成22年6月)	—
	都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.0%)	1.78% (平成22年6月)	—
	独立行政法人等 (法定雇用率2.1%)	2.24% (平成22年6月)	—
訪問介護員と介護職員の離職率 (合計)		17.0% (平成21年度)	—
9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数		72,792件 (平成21年度)	—
警察における配偶者からの暴力に関する相談の対応件数		28,158件 (平成21年)	33,852件 (平成22年)
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額		142,135,215円 (注7) (平成21年度)	134,100,850円 (注8) (平成22年度)
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数		103市町村 (平成22年12月)	—
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数		4,681件 (平成21年)	—
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数		3,087件 (平成21年)	—
強姦の認知件数		1,402件 (平成21年)	1,289件 (平成22年)
強制わいせつの認知件数		6,688件 (平成21年)	7,027件 (平成22年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数		6,280人 (平成22年)	6,494人 (平成23年)
性的虐待事件の検挙件数		91件 (平成21年)*	67件 (平成22年)
児童ポルノ事犯の検挙件数		935件 (平成21年)	1,342件 (平成22年)
児童相談所における性的虐待相談対応件数		1,350件 (平成21年度)	—
売春防止法違反検挙件数		1,562件 (平成21年)	1,386件 (平成22年)

項 目		計画策定時の数値	最新値
婦人相談員の設置数		1,042人 (平成21年度)	1,074人 (平成22年度)
人身取引事犯の検挙件数		28件 (平成21年)	19件 (平成22年)
都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数		11,898件 (平成21年度)	11,749件 (平成22年度)
全学的に教員に対し、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための対策を実施している大学の割合		91.2% (平成20年)	—
10. 生涯を通じた女性の健康支援			
健康寿命		男性：73歳 女性：78歳 (平成19年)	—
生活習慣病（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）による死亡数の死亡数全体に対する比率		男性：58% 女性：56% (平成21年)	—
出産後1か月時の母乳育児の割合		48.3% (平成21年度)	—
人工妊娠中絶件数		223,444件* (平成21年度)	—
	10代の人工妊娠中絶実施件数	21,199件* (平成21年度)	—
	20代の人工妊娠中絶実施件数	98,587件* (平成21年度)	—
	30代の人工妊娠中絶実施件数	86,085件* (平成21年度)	—
性感症罹患率（定点当たりの報告数）	性器クラミジア	27.09 (平成21年)	27.02 (平成22年)
	性器ヘルペス	8.07 (平成21年)	8.72 (平成22年)
	尖圭コンジローマ	5.50 (平成21年)	5.47 (平成22年)
	淋菌感染症	9.65 (平成21年)	10.72 (平成22年)
就業女性医師数		49,113人 (平成20年)	—
助産師数		27,789人 (平成20年)	—
院内助産所数・助産師外来数		464件 (平成22年)	—
専門的職業	医師	18.1% (平成20年)	—
	歯科医師	19.9% (平成20年)	—
	薬剤師	67.0% (平成20年)	—
	日本医師会役員	3.3% (平成22年)	—
	都道府県医師会役員	4.6% (平成22年)	—
	日本歯科医師会役員	0% (平成22年)	—
	都道府県歯科医師会役員	2.6% (平成22年)	—
	日本薬剤師会役員	7.3% (平成22年)	—
	都道府県薬剤師会役員	15.3% (平成22年)	—
スポーツ団体	日本オリンピック委員会役員	3.7% (平成21年)	7.4% (平成22年)
	日本体育協会役員	7.1% (平成21年)	3.4% (平成22年)
11. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
大学（学部）進学率（過年度高卒者等を含む。）		男性：55.9% 女性：44.2% (平成21年)	男性：56.4% 女性：45.2% (平成22年)
大学（学部）からの大学院進学率		男性：15.5% 女性：6.8% (平成21年)	男性：17.4% 女性：7.1% (平成22年)

項目		計画策定時の数値	最新値
初任者研修（校内研修）において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県、政令指定都市、中核市教育委員会の割合		小学校： 45.3% 中学校： 46.2% 高等学校：46.9%* (平成21年)	—
	大学院における社会人学生に占める女性の割合	36.1% (平成21年)	36.6% (平成22年)
	国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合	10.4% (平成21年)	—
12. 科学技術・学術分野における男女共同参画			
研究者		13.0% (平成21年)	13.6% (平成22年)
	企業等・非営利団体	7.2% (平成21年)	7.7% (平成22年)
	公的機関	14.0% (平成21年)	14.6% (平成22年)
	大学等	23.3% (平成21年)	23.9% (平成22年)
理工系の学生	理学：25.7% 工学：10.7% 農学：40.1% 医学・歯学：33.2% (平成21年)	理学：25.8% 工学：10.9% 農学：40.9% 医学・歯学：33.0% (平成22年)	
13. メディアにおける男女共同参画の推進			
記者（日本新聞協会）		15.6% (平成22年)	—
日本新聞協会役員		0% (平成22年)	—
日本新聞協会加盟各社役員		2.1% (平成21年)	2.0% (平成22年)
日本民間放送連盟役員		0% (平成22年)	—
日本民間放送連盟加盟各社役員		1.1% (平成20年)	—
日本放送協会役員		0% (平成22年)	—
14. 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進			
日本PTA全国協議会役員		8.7% (平成21年)	4.3% (平成22年)
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員		6.6% (平成22年)	—
PTA会長（小中学校）		10.5% (平成22年)	—
15. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献			
在外公館	特命全権大使、総領事	2.0% (平成21年)	1.4% (平成22年)
	公使、参事官以上	4.2% (平成21年)	4.5% (平成22年)
国際機関等	専門職以上の日本人職員	57.3% (平成21年)	—

(注1) 男性一般労働者の所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の所定内給与額

(注2) 一般労働者、全産業、男女別、大卒、年齢別（30～49歳）の平均所定内給与額について、正社員を100とした場合の正社員以外の値

(注3) 一般労働者、全産業、全年代、男女別の平均所定内給与額について、正社員を100とした場合の正社員以外の値。

(注4) 総務省「労働力調査」において、過去3年間に離職した雇用者のうち、現職が正規の職員・従業員で、前職がパート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、その他の雇用形態の者の割合。

(注5) 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（ここでは中央値の半分としている）に満たない世帯員の割合をいう。

(注6) 平成19年の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員が行った特別集計による。

(注7) 平成21年11月1日時点での見込額。

(注8) 平成22年11月1日時点での見込額。

* 計画策定後、所要の修正を行ったもの。